

コンプライアンス規程

(目的)

第1条この規程は、特定非営利活動法人未来ISSEY（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
(コンプライアンス担当理事)

第4条コンプライアンス担当理事はコンプライアンス委員会の委員長とする。

(コンプライアンス委員会)

第5条コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス違反について原因の究明に向けた分析及び検討
- (2) コンプライアンス違反について処分の検討及び再発防止策の策定
- (3) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (4) 第1号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第2号の処分及び再発防止策の公表
- (5) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

2 コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は前条で示した担当理事を設置することで足りるものとする。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条コンプライアンス委員会は、委員長の招集により、通常総会月に開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第9条この規定の廃案は理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。(令和3年5月23日理事会決議)

附則

第5条

(3) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(4) 第1号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第2号の処分及び再発防止策の公表

(5) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

2コンプライアンス委員会の設置が困難な場合は前条で示した担当理事を設置することで足りるものとする。

附則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。(令和4年4月28日理事会決議)